

保護者の皆様

横浜市教育委員会
横浜市立駒林小学校
校長 西尾 武泰

6月1日以降の段階的な学校再開に向けたお知らせ

保護者の皆様には、本校の教育活動に対するご理解とご支援をいただき、心より感謝申し上げます。また、一斉臨時休業に際しても、保護者の皆様から多大なるご協力をいただきましたこと、誠にありがとうございます。

さて、**5月中に緊急事態宣言が解除された場合、横浜市立学校は6月1日より段階的に教育活動を再開**します。本校でも感染拡大防止の措置を十分に取った上で再開できるよう、準備を進めているところです。つきましては、次の内容で段階的に再開する予定ですので、お知らせいたします。

なお、緊急事態宣言が5月中に解除されない場合（対象地域指定の継続）や新型コロナウイルスの市内の感染状況によっては、臨時休業等の措置をさらに延長することも想定されます。その場合には、改めてお知らせします。

1 段階的な学校再開について

(1) 日程

- ・ 第1期 6月1日（月）～12日（金）分散登校による少人数での2～3時間授業
※ 入れ替え制による 毎日の登校となります
※ 開港記念日の6月2日（火）も授業日といたします
- ・ 第2期 6月15日（月）～30日（火）学級全員での午前中のみ短時間授業
※ 第1期～第2期ともに 給食は実施しません

(2) 再開にあたっての留意点

次の点に十分配慮した上で、教育活動を再開いたします。

- ・ こまめな室内換気の徹底
- ・ たくさんの人が 手の届く距離に集まらないための 学習面/生活面での配慮(指導)
- ・ 近距離での会話や大声での発声への 学習面/生活面での配慮(指導)
- ・ 飛沫飛散防止のためのマスク等着用
- ・ 手洗い等励行の指導

など、保健管理や環境衛生に十分配慮した上で、教育活動を行ってまいります。

学校生活における取組/児童の生活様式等については、学校だよりにてあらためてお知らせいたしますので、ご理解ご協力のほどよろしく願いいたします)

2 第1期の分散登校について

- 学校再開にあたっては、感染予防のため、1学級をAとBの2つのグループに分けての、入れ替わり制のもと、教育活動を行います。詳細は 別文書「**分散登校についてのお知らせ**」に掲載しております。

AグループとBグループの登校時刻が1日おきに変わったり、登校班の人数が少なくなったりしますので、別文書をよくお読みのうえ、ご理解ご協力のほど よろしく願いいたします（この期間の緊急受入れ等については、以下の別項を参照してください）。

- **児童一人ひとりのA, Bの所属につきましては、26日（火）学習プリント等のご提出時に お渡しする6月健康観察表の裏面にてお知らせいたします。**

- 各登校班の連絡役の方には、第1期の班登校に関してご確認をお願いしたい内容（班の児童全員のA, Bの所属やA, Bそれぞれの集合時刻の決定のお願い等）を記した文書をお渡しします。

連絡役の方には、27日(水)に本校の担当教職員からの電話連絡にて補足説明いたします。ご多用の折かとは存じますが、電話でのお話に際しては、お手元に登校班の名簿をご用意いただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

- 登校再開の初日となる6月1日(月)の時間割や持ち物は、近日中に学校 Web ページにてお知らせします。

3 児童の健康状態の把握について

- 学校再開にあたり、児童の健康観察とご家庭での健康管理が重要となります。登校前に各家庭で健康観察を行い、体調不良（発熱、せき、倦怠感、息苦しさ、頭痛の症状等）の場合は登校を見合わせてください。また、児童本人でなくても、ご家族や同居されている方の体調が悪かったり、近親の感染者にふれる機会があったりした場合にも、登校を見合わせていただきますようお願いいたします。
- 欠席の場合の連絡は、第1期～第2期ともに、他児童への連絡帳の受け渡しを避け、学校への電話連絡といたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
- 登校に際しては、健康状態を確認するため健康観察票を毎日持たせてください。
なお、登校後、児童の発熱を確認した場合、文部科学省からも示されているとおり、保護者の方のお迎えをお願いしての早退となります。

4 第1期の緊急受入れについて

- 1～4年生及び個別支援学級（全学年）の児童のうち、保護者の就業やその他の事情で家庭での対応が困難な場合に「緊急受入れ」を実施します。なお、「緊急受入れ」はあくまでも「緊急の措置」であることをご理解ください。（第2期からは通常の短縮授業となり「緊急受入れ」を実施しません）
- これまで緊急受入れにご登録をいただいていた方につきましても、あらためてお電話による申込みが必要となります。学校再開により、緊急受入れについて、これまでのような教職員の人員配置や児童のための気分転換の活動の導入等が難しくなるため、何卒ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。別文書「分散登校実施期間の緊急受入れについてのお知らせと再申し込みについて（要電話）のお願い」にも詳しく掲載しております。
- 放課後キッズクラブ（利用区分2）等に登録しておらず、保護者の就業やその他の事情で家庭での対応が困難な場合には、学校の方までご相談ください（563-3185 副校長）。

5 その他

- 感染拡大防止にあたっては、ご家庭の協力も不可欠となります。免疫力を高めるためにも、十分に睡眠をとること、適度な運動を行うことや栄養バランスのとれた食事をとることを心がけて、規則正しい生活を送ることができるようお願いします。また、児童の健康について気になることがある場合は、遠慮なく学校にご相談ください。
- 7月以降の教育活動の実施や給食の開始、長期休業期間（夏季、冬季、学年末）の扱い等については、改めてお知らせします。

医療的ケアや基礎疾患のあるお子さんについて

医療的ケアが日常的に必要なお子さんや基礎疾患のあるお子さんの保護者の方は、主治医等と相談するなどし、登校のご判断をお願いします。医師との相談等により出席を見合わせる場合は、「出席をしなくてもよい日」となります。